

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会(第1回)へのコメント

2013年11月5日

日本エネルギー経済研究所 理事長 豊田 正和

- 1. 電力負荷平準化算定方法**: 省エネ法の改正に伴い、新たに電気の需要の平準化の概念が追加され、工場等においてエネルギーを使用して事業を行うものは、エネルギー消費原単位または電気需要平準化評価原単位のいずれかを年間1%改善する旨、努力目標として設定されている。ピーク時間帯から、それ以外の時間帯にシフトすることによる設備利用率の改善などを目指し、ピーク時間帯の電力使用量に係数1.3をかけて評価することであるが、当面は妥当な措置と考える。ただし、係数については導入後も限界発電効率やピーク時間帯の動向などを考慮した上で、定期的な係数の改訂が望ましい。また、気候変動対策と省エネルギー政策の統合的な対応という観点からはピークカットが全体としての増エネにつながらないように配慮することも重要である。
- 2. 民生部門住宅・建築物省エネ義務化**: 経産省、国交省、環境省がまとめた工程表では、2020年までに段階的に住宅・建築物省エネ基準への適合義務化を推進することとなっているが、そのスピード感が重要と考える。中でも大規模建築物に関しては、2016-2017年ごろに適合義務化を実施することであり、法律の整備とともに必要な助成措置やそれらの建物が適正に評価されるような措置についての検討も必要と考える。適合義務化については、関係する3省間での横断的な政策と位置づけて、たとえば省エネ法にもリンクさせるなどにより省エネ全体として整合性のある政策となるよう工夫されたい。
- 3. LEDのトップランナー制度**: LEDのトップランナー基準が設定されたことは大きな前進となるとともに、市場に流通する効率の悪い粗悪品を排除する上でも大変意義深いと考える。更に深刻な寿命の短い粗悪品による消費者のLEDへの疑問に対しても何らかの対応をお願いしたい。
- 4. ITの有効活用による省エネルギー**: 欧州ではスマートフォンを活用した電力ガス需要の見える化が進んでいるが、他方、見える化のみでは省エネ効果が限定的であるとの認識も広く共有されるところでもある。このため電力システム改革の進展と歩調を合わせ、オートディマンドレスポンスなど、将来に向けて自動化によるエネルギー需要抑制を実現するための政策の検討が必要と考える。
- 5. 面的エネルギー利用**: エネルギーの面的利用については、利用されていない廃熱等の供給ポテンシャルが、未だ残されていると思われる。面的利用の一層の活用推進策を進めて頂きたい。
- 6. 省エネポテンシャルの定量化**: 現在、年末に向けて、エネルギー基本計画改訂の議論がなされているが、エネルギー・ミックスについて数値目標策定の予定はなく、省エネ対策の定量化も困難であると認識している。しかしながら、リードタイムの長いエネルギー投資の為には、来年以降、可及的速やかなエネルギー・ミックスの策定が不可欠である。省エネルギー・ポテンシャルについても、定量的な把握を行い、省エネルギー目標を設定するとともに、必要な補助金や適切なファイナンスの枠組みなど、その目標実現に向けた具体的な政策・制度設計を行って頂きたい。